

第 5 回
住用町内学校の
在り方検討委員会

日 時:令和8年2月 10 日(火)14:00~

場 所:住用公民館 2階ホール

奄美市教育委員会

第5回 住用町内学校の在り方検討委員会

日時:令和8年2月10日(火)14:00～

場所:住用公民館2階ホール

《会次第》

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 住用町内学校の在り方について(答申)について

(2) 住用町内学校の在り方について報告書(答申)について

4 その他

5 閉会

住用町内学校の在り方検討委員会 委員名簿

■委員(15人)

選出区分		氏名	備考
1号委員	学識経験者	原田 義則	鹿児島大学 教育学部准教授
	学識経験者	岩浅 有記	大正大学 地域構想研究所准教授
2号委員	保護者代表	吉村 裕一	住用小学校PTA代表
	保護者代表	新納 直穂子	住用中学校PTA代表
	保護者代表	納 弘樹	東城小中学校PTA代表
	保護者代表	中村 由美	市小中学校PTA代表
3号委員	教育関係者	福本 淳一	住用小学校長
	教育関係者	中尾 奨	住用中学校長
	教育関係者	笠井 マリ子	東城小中学校長
	教育関係者	木場 敏朗	市小中学校長
4号委員	関係団体の代表者	山田 紘一	住用町地域住民の代表(住用地域協議会代表)
	関係団体の代表者	森田 博秀	住用町囑託員会代表
	関係団体の代表者	蘇畑 美保乃	住用へき地保育所長
	関係団体の代表者	納 奈緒子	保育所保護者代表
5号委員	その他教育委員会 が適当と認めるもの	西 明日香	公募委員

■事務局(9人)

職名	氏名	備考
教育委員会事務局 教育部長	當田 栄仁	
住用総合支所 事務所長	藤江 俊生	
教育委員会事務局 教育総務課長	林 孝浩	
教育委員会事務局 学校教育課長	村岡 和志	
教育委員会事務局 学校教育課長補佐	川上 嘉一	
教育委員会事務局 学校教育課主幹兼指導主事	藤迫 芳章	
教育委員会事務局 住用地域教育課長	久保田 貴美人	
教育委員会事務局 住用地域教育課主幹兼係長	武田 英樹	
教育委員会事務局 住用地域教育課主事	星野 蒼一郎	

住用町内学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本町における児童生徒数の推移を踏まえ、奄美市立住用町内小学校及び中学校(以下「学校」という。)の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、住用町内学校の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、奄美市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は15人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者の代表
- (3) 教育関係者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、1年とし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否に対し同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会住用地域教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮

って別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は, 令和7年7月4日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず, この要綱の施行の日後最初に開かれる委員会は, 教育委員会が招集する。

3 この要綱は, 第2条の規定による答申の日限り, その効力を失う。

「住用町内学校の在り方検討委員会」スケジュール

令和7年度

月	開催回	内 容
7月	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長, 副委員長選出 ・諮問 ・議事 <p>経緯と目的, 委員会スケジュール, 住用町人口・児童生徒数推移等, 住用町内小・中学校の状況等, 統合再編のメリット・デメリット, 各アンケート結果報告(保護者, 嘱託員会, 地域協議会)</p>
8月	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(各学校) ・アンケート調査の実施(委員)
10月	第3回検討委員会	・アンケート調査の報告, 意見徴収, 具体的な方向性について
12月	第4回検討委員会	・計画素案, 基本方針案について
2月	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・最終案の確認 ・答申書(報告書)の確認

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026 1月	2月	3月
検討委員会	● 第1回	● 第2回		● 第3回		● 第4回		●答申 第5回	
学校・PTA 説明会							● 3地区		
住民説明会							● 3地区		
嘱託員会		●	●		●		●		●
地域協議会			●					●	